

山梨県とイオン株式会社との包括提携協定

山梨県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、山梨県内の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、山梨県の一層の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地産地消と山梨県産品の販路拡大に関すること。
- (2) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (3) 災害対策に関すること。
- (4) 県政情報の発信に関すること。
- (5) 観光の振興に関すること。
- (6) 健康増進・食育に関すること。
- (7) 環境の保全と創造に関すること。
- (8) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- (9) 高齢者の支援及び障害をもつ人の支援に関すること。
- (10) ICカード等を活用した地域振興・社会貢献に関すること。
- (11) その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、
 甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成23年 2月 7日

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
甲 山梨県知事 横内 正明

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
乙 イオン株式会社
代表執行役社長 岡田 元也